

職業訓練委託契約書

（訓練実施業務及び就職支援業務）

愛媛県立_____産業技術専門校長_____（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練（以下「訓練」という。）を委託するに当たり、_____（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定めた業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込のあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は、乙に対して訓練の実施に必要な経費として、別表の8（1）に定める訓練実施委託単価により支払うものとする。

2 訓練生が中途退校等した場合又は委託契約を解除した場合の当該訓練生に係る訓練実施委託費は、1か月毎に算定し、当該支払対象月について

① 訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である時は月額単価とし、

② 訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日等乙が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、訓練実施委託単価を乗じて得た額を当該月の支払う額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、

委託費を支払うものとする。

3 訓練の開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日まで（中途退校者が発生した月について中退日まで）の区切られた期間毎において、あらかじめ定められた訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

4 第1項から第3項の委託費は、受託業務終了後に乙の請求により支払うものとする。

第5条 乙は、訓練実施業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して別紙1の「完了報告書」を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。

3 前項の完了検査終了後、乙は、委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から

起算して30日以内に委託費を支払うものとする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、訓練期間が3か月を超える場合は、乙は、必要に応じて3か月を単位として3か月经過毎に甲に対して部分払い請求をすることができる。
- 5 乙は、部分払いを受けようとするときは、別紙4の「委託料部分払請求書」により請求するものとする。

第6条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする（就職支援の内容について、別表3のとおり）。

- 2 乙は、委託訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、受講者に対して就職支援を行うものとする。

第7条 乙は、訓練修了日の翌日から起算して3か月の間（以下「把握期間」という。）における訓練修了者及び就職のための中途退校者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況（就職のための中途退校者の場合は、中退時の就職状況）又は内定状況（以下「就職状況」という。）について、訓練修了者等から別紙2「訓練生等就職状況報告書」の回収等により把握のうえ、別表の9に規定する報告期限（訓練修了日の翌日から起算して100日以内）までに別紙3「就職実績報告書」にこれを添付して甲に報告するものとする。（訓練修了日の翌日から起算して100日以内が当年度内となるものに限る。）ただし、把握期間に乙又はその関連事業主に内定した訓練修了者等については、別表の9に規定する把握期間の翌日から起算して30日以内（訓練修了日の翌日から起算して120日以内）に甲に報告するものとする。（訓練修了日の翌日から起算して120日以内が当年度内となるものに限る。）

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは確認調査を行い、当該報告が適正と判断した場合には、就職支援委託費の対象就職率の確定及び通知を行うものとする。
- 3 乙は、前項により確定した対象就職率を踏まえて、別表の8（2）の該当する就職支援委託単価により、第4条に準じ、就職支援委託費総額を計算し、算定した額を書面により甲に対して請求し、また、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第8条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、その額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

第9条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政

令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者がして金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

第11条 乙は、甲に対して別表の4に定める訓練の運営状況及び別表の3に定める就職支援の実施状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第12条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た訓練生の個人情報、みだりに他人に知らせてはならない。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には別添1-1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第13条 乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

第14条 乙は、訓練受講者が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第15条 甲は、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、就職支援経費の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

- 2 第1項の際には、甲が不正行為に係る処分を通知した日から起算して5年を超えない範囲内において甲が定める日まで、受託機会を与えないものとする。

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払いを停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき
- (4) 第7条第1項の規定による訓練修了者等の就職実績報告に関して虚偽の報告をしたとき
- (5) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第17条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第18条 第16条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第19条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等を含む。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第27条 この契約書に定めのない事項については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

住所

_____産業技術専門校

校 長 _____ 印

乙

住所

_____ 印

(注) 訓練科の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別表

1 訓練科 _____ コース

2 訓練内容
別添 訓練カリキュラムのとおり

3 就職支援内容
ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談及び公共職業安定所やその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供のほか、職業紹介（許可等を受けている場合）の実施等

4 付随業務

- (1) 訓練受講生の選考における協力
- (2) 訓練受講者の出欠席の管理及び指導…………… 出席簿（様式1）を作成
- (3) 訓練の指導記録の作成（様式2）…………… 必要に応じて提出
- (4) 受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- (5) 訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (6) 出席簿、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出…………… 毎月提出
- (7) 訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- (8) 訓練受講者の中途退校に係る事務処理及び報告（様式3）…………… 必要に応じて報告
- (9) 災害発生時の連絡
- (10) 訓練実施状況の把握及び報告…………… 必要に応じて報告
- (11) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告…………… 必要に応じて報告
- (12) 訓練修了時及び訓練修了後1か月時点における訓練受講者の就職決定・見込み状況の把握及び報告（様式4、5）…………… 当該時点の到来後、速やかに報告
- (13) 訓練修了後3か月時点における就職決定・見込み状況の把握及び報告…………… 報告期限までに報告
- (14) ジョブ・カード作成支援件数の報告（様式6）…………… 毎月提出
- (15) キャリアコンサルティング実施状況報告書（様式7）…………… 訓練修了後報告
- (16) 補講に係る報告（様式8）…………… 必要に応じて報告
- (17) 訓練実施経費及び就職支援経費に係る委託費積算書（様式9）…………… （様式4）及び（13）の報告時にそれぞれ提出
- (18) その他甲が必要と認める事項

※ 各様式は任意のものでも可

5 訓練期間 年 月 日から 月 日まで（標準訓練期間 ____ か月）
訓練時間 年 月 日 ～ 月 日 時間（ か月目）
年 月 日 ～ 月 日 時間（ か月目）
年 月 日 ～ 月 日 時間（ か月目）

6 訓練（予定）人員 _____ 名

※ 定員を記載。実際に入校人員については、訓練開始前の受託依頼の際に決定される。

7 訓練実施場所

8 委託単価（訓練生1人1か月当たり）

(1) 訓練実施委託単価 円（うち消費税及び地方消費税 円）

(2) 就職支援委託単価

対象就職率が60%未満	対象就職率が60%以上80%未満 (うち消費税及び地方消費税)	対象就職率が80%以上 (うち消費税及び地方消費税)
0円（支給なし）	11,000円 (1,000円)	22,000円 (2,000円)

就職支援委託費の対象となる就職者は、訓練修了後3か月以内（この場合の「訓練修了後3か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して3か月以内」とする。以下同じ。）に就職（中退就職を含む。）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者（この場合の「4か月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」とする。）及び自営を開始した者（以下「対象就職者」という。）とする。

なお、訓練修了後3か月以内に、4か月未満の雇用期間により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後3か月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。

$$\text{対象就職率} = \frac{\text{対象就職者（中退対象就職者を含む。）}}{\text{訓練修了者} + \text{中退対象就職者}} \times 100$$

※ 小数点以下第2位を四捨五入すること

(計算例)

$$\text{就職支援委託費} = \text{委託単価（円）} \times \text{訓練生数（人）} \times \text{対象月数（月）}$$

ただし、訓練生数には中退者（訓練実施経費の支払い対象者に限る。）も含む。

なお、日割計算については第4条第2項及び別添1-2「委託訓練実施に当たっての委託費の算出方法等について」により計算する。

また、対象月数は「修了月を含む直近3月」とし、訓練期間が3か月未満のコースについては、訓練期間とする。

※ 8の(1)、(2)に係る委託費の額は訓練受講者1人につき訓練実施後1か月（訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の相当する日の前日までの区切られた期間を「1か月」として取り扱う。ただし、訓練受講者が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合は当該日までとする。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、委託先機関に対して支払うものとする（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。

第5条第4項を適用する場合においては、3か月の訓練実施後に支払い対象となる算定基礎月について、月ごとに算定基準を満たしているかを確認し、支払対象月を対象に支払うこととする。

また、算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講者が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

ただし、第5条第4項を適用する場合においては、3か月を単位として当該3か月における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該3か月全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

上記の取扱において、算定基礎月が年度をまたぐ場合（中途退校分も含む。）は、訓練終了年度において算定し支払うこと。

ただし、1か月間の途中で年度をまたぐ場合、当該月についてはすべての委託費を終了年度で算出する。

訓練開始年度内におさまる算定基礎期間、次年度に支払いを行う算定基礎期間を単位とし、それぞれの期間における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

また、年度をまたぐ訓練における就職支援経費は、訓練開始年度終了時には算定できないため、訓練終了年度に算定し支払うこと。

なお、委託費の算出にあたっては、別添1-2「委託訓練実施に当たっての委託費の算出方法等について」を参照すること。

9 訓練修了者の就職状況の把握及び報告期限

(把握期限) 年 月 日

訓練修了日の翌日から起算して3か月目の日又は当該年度の3月31日のうち早い日とする。

(報告期限) 年 月 日

訓練修了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とする。ただし、委託先機関又は関連事業主に内定した訓練修了者等に関しては、訓練修了日の翌日から起算して120日以内を報告期限とする。

(契約書添付書類)

訓練カリキュラムを添付

(別表の3 就職支援内容についての補足)

委託先機関が実施する就職支援等に関する業務について

第1 委託先機関が実施する就職支援等

委託先機関においては、受託した訓練の実施に加え、受講者の就職に資する以下の業務を実施することとする。

1 訓練受講者の選考

委託先機関は、専門校の求めに応じ、実施する職業訓練の専門性等を踏まえた受講者の選考（書類選考（応募動機・就職意欲の確認等）、適性検査、面接試験、学科試験問題の作成・実施等）等を実施し、専門校に対してその結果を情報提供するなど、必要な協力を行うこと。

なお、この場合においても、最終的な判断は専門校が行うものとする。

2 就職支援の実施

委託先機関は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）と連携を図りながら、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする。

また、専門校は、受講者の募集に際し、就職支援の内容を訓練受講希望者に対して明確にすること。

なお、具体的な就職支援内容については、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、職業相談及び安定所やその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供のほか、職業紹介等受講者の就職に資する各種取組とする。

委託先機関は、就職支援責任者を設置し、訓練生に対して就職支援を行うものとする。就職支援責任者の業務内容は、次のものとする。

- ① 過去の受講者に対する就職実績等を踏まえ、受講者に対する就職支援を企画、立案すること。
- ② 受講者に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成及びジョブ・カードを活用した職業相談及び安定所その他職業紹介機関から提供された求人情報の提供等の就職支援を適切に実施すること。
- ③ 訓練修了1か月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生に対して、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。
- ④ 職業紹介事業者として許可を受けている委託先機関においては、専門校、安定所等の関係機関及び訓練生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練生に就職支援を行うこと。
- ⑤ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、専門校や労働局又は安定所に情報提供すること。

なお、就職支援責任者は、キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。以下同じ。）又はジョブ・カード作成アドバイザー（ジョブ・カード講習の修了者であり、厚生労働省又は登録団体に登録された者をいう。以下同じ。）であることが望ましいこと。

また、訓練実施日数のうち50%の日数は、就職支援責任者が務める訓練実施施設にて業務を行うこととする。

3 求職者支援制度の実施に伴う措置等について

(1) 給付手続き等のための指定来所日への配慮について

求職者支援制度の対象者である受講者は、月ごとの指定来所日に安定所に来所する必要がある。

このため、安定所が指定来所日の日時を指定するに当たっては、対象者が受講する訓練のカリキュラムに配慮し、できる限り受講の継続や訓練の修了に影響が小さい日を選定することとしているが、それでもなお、指定来所日当日においては、受講者が訓練を欠席又は遅刻・早退等せざるを得ない可能性がある。

受講生が欠席又は遅刻・早退等により受講できない訓練内容については、補講等により、可能な限り対応を行うこと。

(2) 職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について

求職者支援制度の対象者である受講者は、指定来所日に安定所に来所し、職業相談を受けるとともに給付金の支給申請を行う必要があり、支給申請の際には、当該受講者から安定所に「職業訓練受講給付金支給申請書」を提出することが必要であり、委託先機関において、あらかじめ受講証明を行うこと。

第2 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について

1 能力評価の実施

委託先機関は受講生の能力評価を行うこととし、その実施に当たっては、「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」を活用し訓練期間中及び訓練修了前に実施される試験等に基づき行うこと。

なお、日本版デュアルシステム以外の企業実習については、実習先企業による能力評価は不要である。

2 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

委託先機関にジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルタント（以下「ジョブ・カード作成アドバイザー等」という。）を配置し、当該ジョブ・カード作成アドバイザー等が「キャリア・プランシート（様式1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施に当たっては、ジョブ・カード作成の趣旨及び意義を説明し、訓練受講者が理解・納得した上で行う。ジョブ・カードの作成趣旨を説明したにもかかわらず、訓練受講者がジョブ・カードの作成やキャリアコンサルティングを希望しない場合は、これを強制的に実施してはならない。

3 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施時期等について

委託先機関は、訓練期間中にキャリアコンサルティングを3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、訓練受講者の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。

第3 就職率の考え方

1 就職・内定の取り扱い

(1) 就業形態

契約書第7条第1項の「就職」又は「内定」には、常用雇用のほか、パートタイム労働、派遣労働（一般労働者派遣事業（登録型派遣事業）の場合は、訓練修了後3か月以内に派遣先に就業（就職予定は除く。）した者に限る。）等それ以外の労働及び自営業（訓練修了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届書又は個人事業開廃届出書の写しを提出したものに限る。）を含むものとする。

なお、家業に従事する場合は、経営者（本人の親等）との間に雇用関係があるもののみとする。

就職支援委託費の対象となるのは、訓練修了後3か月以内（この場合の「訓練修了後3か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して3か月以内」とする。以下同じ。）「就職又は内定」した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であること且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上（120日以上）」の雇用期間により「就職」又は「内定」した者及び自営を開始した者（以下「対象就職者」という。）であることに注意すること。

ただし、訓練修了後3か月以内に、4か月未満の雇用期間により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後3か月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。

(2) 就業期間

就業期間の有無及び長短は問わないこととする。

また、いったん就職したものの、訓練修了後3か月以内に退職した場合についても「就職」又は「内定」に含まれるものとして取り扱うものとする。

ただし、委託費の支払いの前に、契約書第5条第2項の専門校が行う確認調査等において、内定の取消し又は辞退が明らかとなった場合には、当該内定は「就職」又は「内定」には含めないものとする。

(3) 就職予定日の記載

内定については、訓練修了生等からの「訓練生等就職状況報告書」に就職予定日が記載されている場合のみ有効とする。

2 委託先機関又はその関連事業主による雇用等

委託先機関又はその関連事業主に雇用された又は内定した場合は、雇用保険の加入者又は加入予定者に限ることとし、委託先機関からの就職状況報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（資格取得届出受理後に安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。

[委託先機関の関連事業主]

関連事業主とは、資本的、経済的及び組織的にみて委託先機関と密接な関係にある事業主をいい、次のいずれかの要件に該当する事業主は関連事業主である。

- ① 委託先機関又は訓練修了者等が就職又は内定した事業主（以下「就職先事業主」という。）の資本金の全部又は大部分が委託先機関又は就職先事業主の出資によるものであること。

具体的には、委託先機関（又は就職先事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める就職先事業主（又は委託先機関）の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること。

② 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。

i 代表者が同一人物であること

ii 取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること

なお、就職先事業主が以上の要件に該当するかどうかは、委託先機関から報告するものとする。

3 把握期間における就職状況の考え方

契約書第7条第1項の「就職状況」については、訓練受講修了生から回収した「訓練生等就職状況報告書」の報告時点が把握期限内のものに限るものとする。